

倉吉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

倉吉市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

1 調達方針策定の目的

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）は、障がいのある方の働きたいという希望を実現するため、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業が創設された。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく法定雇用率も平成 25 年 4 月 1 日より、民間企業で現行の 1.8% から 2.0% へ、国、地方公共団体で現行の 2.1% から 2.3% へ引き上げとなり、障がいのある方へのより一層の雇用の促進が社会的な責務となっている。

しかしながら、障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、就労継続支援 B 型事業所で働く方の工賃は、鳥取県の平均（平成 23 年度）で月額約 1 万 5 千円程度であり、障がいのある方の自立に向けて、工賃水準の向上が課題となっている。

工賃水準の向上のためには、障がい者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが必要となる。

このような観点から、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の増進を図るための調達方針を策定する。

2 調達方針の策定

調達方針の策定にあたっては、障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して策定するものとする。

3 調達方針の推進

障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。

4 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

平成 25 年度に本市が優先的に調達する品目・役務及び調達目標金額は以下のとおりとする。なお、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

優先調達の目標額 838 千円

[個別目標]

(単位：千円)

区分	課名	事業名	目標金額	事業内容
物品	総務課	市表彰式	15	善行表彰の記念品の一部として 食品類 (せんべい等)
物品	福祉課	遺族援護関係	44	市慰霊祭参列者用記念品 食品類 (せんべい等)
物品	福祉課	民生委員	150	民生児童委員退任記念品
物品	保健センター	食生活改善推進事業 生活習慣病の講習	120	食生活改善推進員研修時の食 材料費(主に野菜)
物品	環境課	塵芥処理関係	258	ごみゼロ清掃用として自治公 民館に配布するごみ袋
役務	管理課	公園集草業務	179	市内 6 公園
物品	学校教育課	倉吉学校支援ボラン ティア	72	食品類 (せんべい等)

5 障がい者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に関する事項

発注予定内容等について、ホームページ等を活用し可能な限り情報提供し、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るものとする。

6 調達実績の取りまとめ

調達実績については、障害者優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 その他

- (1) 各部署において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能なかぎりすべての部署が物品等の調達を行うこととする。
- (2) 物品、役務の契約にあたっては倉吉市財務規則の定めによることとする。

倉吉市福祉保健部 福祉課

平成25年4月1日策定
